ID:　22

担当部署:　総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例　第5条第1項
例規番号	昭和33年条例第14号

【根拠条文】

（延滞金）

第5条　徴収金を納付しなければならない者が督促状に指定した納期限後に、その徴収金を納付する場合においては、当該徴収金額が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該徴収金額に納期限（その徴収金に係る納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。）の翌日から完納の日までの日数に応じ、年14．6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

【基準】

根拠条文及び附則第2項の規定による。

（延滞金の割合の特例）

2　当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日